

○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件

(平成十六年四月三十日総務省告示第四百十号)

- 第一次改正 平成 十七年四月 一日総務省告示第 四百五号
- 第二次改正 平成 十八年三月三十一日総務省告示第百九十二号
- 第三次改正 平成 十九年三月 三十日総務省告示第 二百三号
- 第四次改正 平成 二十年四月 一日総務省告示第 二百号
- 第五次改正 平成二十一年四月 一日総務省告示第百三十号
- 第六次改正 平成二十二年四月 一日総務省告示第百四十二号
- 第七次改正 平成二十三年三月三十一日総務省告示第 百三十号
- 第八次改正 平成二十四年三月 三十日総務省告示第 百三十号
- 第九次改正 平成二十六年三月三十一日総務省告示第百三十八号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、総務大臣の定める額を次のように定める。

地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額は、三千九百三十円とする。

附 則

- 1 この告示は、平成十六年五月一日から施行する。
- 2 地方公務員災害補償法施行規則第三条第六項の総務大臣の定める額を定める件（平成二年自治省告示第百五十八号）は、廃止する。

附 則 （平成十七年四月一日総務省告示第四百五号）

- 1 この告示による改正後の規定は、平成十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省告示第百九十二号）

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十九年三月三十日総務省告示第二百三号）

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十年四月一日総務省告示第二百号）

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十一年四月一日総務省告示第百三十号）

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基

礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十二年四月一日総務省告示第四百十二号）

- 1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十三年三月三十一日総務省告示第三百十号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十四年三月三十日総務省告示第三百十号）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十六年三月三十一日総務省告示第三百十八号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。